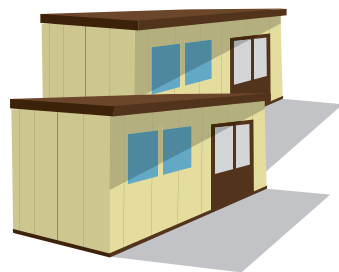




徳田 正則 議員
(新政会)



一般質問

■ 県営の災害公営住宅及び県営の学生寮の建設について

旧七尾農業高等学校跡地の利活用で
能登の人口流出に歯止めを！

質 奥能登の人口流出に歯止めをかけ、奥能登の被災者の通勤・通学の負担軽減や、安心して通院治療ができ、働き口を見つけて生活してもらうためにも、能登半島地震復興基金事業として、県営の震災復興住宅と県営の学生寮を七尾市に建設することを要望してはいいかがか。用地については、旧七尾農業高校跡地や遊休施設用地を活用してはどうか。見解を伺う。

答 奥能登の人口流出問題については、奥能登の各市町において対応する問題と考えており、すでに検討が行われ、取り組まれているものと認識する。

当市としては、当市が行っていかねばならないことをしっかりと行い、早期の復旧・復興を実現することで能登全体の復興の先駆的な立場として能登全体を牽引していくことが重要であり、今後策定する復興プランに基づきしっかりと取り組んでいく。

災害公営住宅及び被災地の学生のための学生寮については、速やかに建設することが求められ、当該用地では地主会との調整に時間を要することから、建設用地としては適さないと考える。



佐藤 喜典 議員
(市民クラブ)



一般質問

■ 固定資産税・都市計画税について

納税者にとって納めやすい対応を！

質 令和6年度の固定資産税・都市計画税について、令和6年1月16日の総務省通知では、1月2日以後に滅失した家屋について、納税者の置かれた状況に十分配慮して減免等を行うなど、適切に対応するよう求めているが、市はどう対応するのか。また、納税通知書や課税明細書及び納付書の発送とその納入時期はいつなのか。通常であれば第2期の納期が過ぎていますが、猶予はあるのか。納税者にとって納めやすい対応をお願いしたい。

答 当市においても、この総務省通知に基づき、土地・建物の被害状況に応じた補正を講じて減価し、そのうえで公費・自費解体の決定があれば免除する。現在、罹災証明書や被災証明書の被害認定調査と並行して被害の程度に応じた評価を行っており、納税通知書等は12月上旬の発送を予定している。納期は、市税条例の「災害等による期限の延長」の規定に基づき、第1期は令和7年1月6日、第2期は1月31日、第3期は2月28日、第4期は3月31日と考えている。納付が困難な場合は、徴収猶予の制度により分割納付も可能であるため、相談をしていただきたい。